

江別市消費者被害防止 ネットワークニュース No.10

【事務局】江別市消費生活センター

〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市経済部商工労働課内 電話 011-381-1026

【消費者被害防止ネットワーク会議】

1月28日、今年度第2回目となる消費者被害防止ネットワーク会議を開催しました。

今回は、江別消費者協会の中井副会長から、最近の消費者相談の事例の紹介があった後、相談事例を基に、グループワーク形式で被害の未然防止に向けた対応について、話し合いました。

実際の消費者相談の内容として、通販等で数回の定期購入が契約の条件となっていることに気づかず、1回のみで購入のつもりで契約してしまうケースや、インターネットを使用していない高齢者に対して、光回線契約を電話勧誘するケースが増加しているとのことでした。

こういったケースについては、以下のポイントに気をつけ、被害を防ぎましょう。

Point1. 通販等でのトラブルを防ぐために

・購入条件の確認

商品を注文する際は、事業者の販売サイトや申し込みの最終確認画面で、商品の価格や効果だけでなく、定期購入が条件になっていないかを確認しましょう。もし、定期購入が条件であった場合は、継続期間・回数・支払総額などを必ず確認しましょう。

・契約内容の記録

申込画面や確認画面を記録しましょう。特に、スマホでの注文は、画面が小さく分かりにくいので、スクリーンショット等で保存すると良いでしょう。

・解約、返品について

商品を注文する際は、解約、返品の条件等も確認しましょう。また、解約について、事業者に連絡したときは、記録を残しておきましょう。

Point2. 高齢者への光回線契約の勧誘

・「通信サービス」はクーリングオフ制度の対象外

たとえ、訪問販売や電話勧誘であっても、光回線などの通信サービスの契約は、クーリングオフ制度の対象外です。

・初期契約解除制度を利用しましょう！

「通信サービス」の契約については、契約書を受け取ってから8日間、電気通信事業者の合意なく、契約を解除することができる制度があります。（ただし、解除日までの利用実施費を支払わなければなりません。）

二セ警察官からの
電話に注意!!!

令和2年に入り、札幌市近郊で警察官を名乗る、特殊詐欺の予兆と認められる電話が複数件確認されています。警察官等を名乗っていても、安易に信用しないでください。

その電話わなです!

犯人がよく使うコトバ

〇〇警察署の××です
(〇〇市役所の××です)

キャッシュカードが
不正に使われている

あなたの個人情報
名簿に載っている

還付金がある

キャッシュカードを
確認する必要がある

暗証番号を教えて

今から職員を向かわせる

わ(輪)の中は、
被害にあう可能性
のある行動だよ!

①でる
②わたす
③おしえる

な!

「わな」にかからないために!

①でるな

被害にあわないためには、「電話に出ない」ことが最も有効な対策です。犯人と話をすると巧みな話術により、だまされてしまいます。在宅時でも留守番設定をして相手を確認してから出るようにしましょう!

②わたすな

警察官や市役所職員が、現金やキャッシュカードを預かることはありません。公的機関を名乗っていても渡さないようにしましょう!

③おしえるな

事件捜査やキャッシュカード交換手続で、暗証番号を確認することはありません。暗証番号は、大事な個人情報です。他人には、絶対に教えないでください。